

令和6年10月25日

## 被災家屋等の公費解体に伴う事故及び対応

内灘町住民課環境管理室

標記の件について、本町の調査及び石川県構造物解体協会の報告に基づき公表いたします。今後の再発防止の徹底を行い迅速かつ適切に対応してまいります。

### 1. 石川県構造物解体協会からの報告

着手日変更の連絡をせずに解体に着手し、必要な家財を破損してしまった事故 2件

### 2. 対応

- (1) 石川県構造物解体協会から町へ報告書提出
- (2) 町及び石川県構造物解体協会から所有者へ説明等を実施
- (3) 石川県構造物解体協会及び補償コンサルタントに事例報告と再発防止の周知徹底

### 3. 再発防止対策

#### 【現地調査時（1回目立会時）】

- (1) 補償コンサルタントが、所有者等に必要な家財等が残っているかどうかを確認し、残っている場合は、取り出しを促す。町及び解体事業者に情報共有する。

#### 【事前立会アポイント時】

- (1) 補償コンサルタントが、所有者等に必要な家財等が残っているかどうかを確認し、取り出し済みの場合に事前立会を実施する。町及び解体事業者に情報共有する。

#### 【事前立会時（2回目立会時）】

- (1) 補償コンサルタント及び解体事業者（ブロック長）が、所有者等に必要な家財等が残っているかどうかを確認する。町に情報共有する。
- (2) 事前立会を担当した解体事業者（ブロック長）は、必要な家財等の取り出し状況等の確認事項について、実際に解体を行う事業者は書面にて確実に伝達する。

#### 【解体工事着手前】

- (1) 実際に解体を行う事業者は、着手前に所有者等への事前連絡をし、必要な家財等が残っているかどうかを確認し、着手の了解を得る。
- (2) 実際に解体を行う事業者は、解体事業者（ブロック長）に着手の了解を得たことを報告する。

#### 【トラブル発生時】

- (1) 苦情やトラブルがあった場合、速やかに町へ連絡するとともに報告書を提出する。